

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人都市再生機構

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>
<b>1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況</b>
当機構が締結する契約に関する取り扱いについては、「独立行政法人都市再生機構会計規程」、「独立行政法人都市再生機構会計実施細則」及び各種通達により必要な事項を規定している。
<b>2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）の整備状況</b>
監事による監査を行っている他、契約審査会等を設置して、一定の金額以上の契約については業者の選定等に関する審議、及び学識経験者等の第三者で構成される入札監視委員会を設置して、入札及び契約手続について抽出方式による審議を行っている。
<b>3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）</b>
平成20年4月から見直し計画を実施している。ただし、居住者・地権者等との対応が中心となるものなど、ただちに競争化を実施できないものは、段階的に切り替えていく。 なお、平成19年度については、ホームページにおいて当該計画のフォローアップを公表している。
<b>II 個々の契約における監事等のチェックについて</b>
<b>1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）</b>
監事は支社業務監査において、書面による監査を行っている。 入札監視委員会については、学識経験者5名程度で構成し、3か月に一度の開催を基本とし、当該期間に発注した契約の一覧（少額契約等を除く。）の中から、入札及び契約方法別に委員による無作為抽出（7～9件程度）により審議を行っている。
<b>2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況</b>
監事は工事の入札不調等の契約状況を重点にチェックを行い、これらが適正に実施されていることを確認している。

## 入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人都市再生機構

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
機構においては、契約方式、契約事務手続等に係る規程類が整備されており、契約の方法に係る内容については、国の会計法等の基準と比べ不十分とは認められなかった。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）についての評価
入札及び契約手続については、一定の金額以上の契約について支社等毎に支社長等で構成される契約審査会等において業者の選定等に関する審査がなされるとともに、4つのブロックに分かれて第三者で構成される入札監視委員会においても抽出方式による審査がなされる体制となっており、契約事務に係る執行体制は整備されている。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」は平成20年度以降において、真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、原則、すべて競争性のある契約方式に移行することとしているところであり、着実に進められることを期待する。また、随意契約から競争性のある契約への切り替えに当たっては、品質の低下を招かないよう、仕様書を詳細に定め、試行実施するなど十分な準備を行った上で実施すべきである。（平成19年度評価調書に記載済み。） また、競争性のある契約への移行については、具体的なスケジュールに基づき計画的に進めるとともに、民間の参入が実質的に確保されるようにすべきである。
<b>II 個々の契約に係る評価</b>
個々の契約の適正な実施については、契約審査会や入札監視委員会において業者の選定、入札及び契約手続等について審議が行われるとともに、監事においても、工事の入札不調等の契約状況を重点にチェックが行われているが、1者応札になっているものや落札率が高いものは、特に重点的にチェックする必要があることから、審議・チェック方法について引き続き検証・検討をすること。また、随意契約の内容についてはホームページでも情報公開されているが、今後は、「随意契約見直し計画」が着実に実施されているかどうか、やむを得ず随意契約となるものの適切性、民間の参入が実質的に確保されたものとなっているかなどについて、監事等においてチェックを強化すべきである。